(2)　法人税法等の規定の例に準じて特定外国子会社等の適用対象金額を計算する場合には、現物分配に係る課税繰延べ規定は適用しない。

(3)　特定外国子会社等の部分課税対象金額の益金算入制度について、配当等の額、利子の額又は差益の額から控除する費用の額その他部分適用対象金額の計算方法等の明確化を図る。

(4)　特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例について、右記(3)と同趣旨の明確化を図る。

(四)　国外関連者との取引に係る課税の特例について、独立企業間価格の算定方法である利益分割法について明確化を図ることとした。（第三九条の一二及び第三九条の一一二関係）

4　資産課税

(一)　非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別関係会社のうち風俗営業会社等に該当してはならないこととされる会社の範囲を定めることとした。（第四〇条の八～第四〇条の八の三関係）

(二)　自然公園法の国立公園特別保護地区等内の土地に係る相続税の物納の特別制度について、適用対象となる土地に係る風景地保護協定の要件の細目を定めることとした。（第四〇条の一一の二関係）

(三)　特定外貿埠頭管理運営会社が指定法人からの出資に伴い土地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置について、適用対象となる外貿埠頭業務用不動産の範囲を定めることとした。（第四三条の三関係）

(四)　認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減措置について、適用対象となる特定民間都市再生事業等の範囲を定めることとした。（第四三条の四関係）

5　消費課税

バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の課税標準の特例措置について、バイオエタノール等揮発油の製造場の範囲等を定めることとした。（第四六条の一～第四六条の一三関係）

6　その他

特別還付金の支給について、特別還付金の基礎となる保険年金所得に係る雑所得金額を計算する場合に適用する規定、特定相続人が二人以上ある場合の特別還付金請求書の提出方法等について定めることとした。（第五四条の二関係）

二　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二〇年政令第一六一号）の一部改正

上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する七パーセント軽減税率の特例等の適用期限を平成二五年一二月三一日まで延長することに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二六条及び第二八条関係）

三　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二二年政令第五八号）の一部改正

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の施行日を平成二六年一月一日とすることに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第一条及び第一七条関係）

四　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇〇号）（財務省）

1　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第四条関係）

2　この政令は、平成二六年一月一日から施行することとした。

◇沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二〇一号）（財務省）

1　故意に課税対象揮発油に係る手持品課税の申告書をその提出期限までに提出しないことにより揮発油税及び地方揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第七四条の二関係）

2　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

◇地方税法施行令等の一部を改正する政令（政令第二〇二号）（総務省）

一　地方税法施行令に関する事項

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　更正又は決定に基づく法人住民税の中間納付額及び利子割額控除等不足額の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととした。（第九条の五、第九条の九の四関係）

(二)　特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、寄附金税額控除が適用されない非課税となった利子所得に相当する金額の計算方法等を定めることとした。（附則第四条の五関係）

(三)　保険会社の相互会社から株式会社への組織変更により割り当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を特定口座に受け入れた場合において、当該割当株式と同一銘柄の上場株式等を保有していたことにより、特定口座に受け入れた割当株式の取得価額が異なることとなった場合において、その異なることにより道府県民税及び市町村民税の負担を減少させる結果となるときは、当該特定口座に係る特定株式等譲渡所得について、総所得金額の計算上除外しないこととした。（附則第一八条の四関係）

(四)　利子割を非課税とする特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した退職金共済事業を行う法人の範囲について定めることとした。（附則第二三条関係）

2　事業税

更正又は決定に基づく事業税の中間納付額の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととした。（第二九条関係）

3　不動産取得税

(一)　新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例措置について、その対象となる住宅の細目を定めることとした。（附則第七条関係）

(二)　新築のサービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置について、その対象となる住宅の細目を定めることとした。（附則第九条の三関係）

4　固定資産税及び都市計画税

(一)　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象から家屋及び償却資産を除外することとした。（第五二条の一〇の六関係）

(二)　倉庫業者又は港湾運送事業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等又は上屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる地域から鉄道の貨物駅の周辺の地域を除外することとした。（附則第一一条関係）

(三)　電気自動車に充電するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象から充電設備を除外することとした。（附則第一一条関係）